令和2年度治山・林道工事に係る改善要望事項(令和元年度工事)

岡山県森林土木建設協会

区分	県民局	工事名	要望事項	回答	備考
	備中	災害関連緊急 治山事業 (山 腹工) 鴨方町六条院 中 【県営】	①人力施工での整形作業で、緩い勾配と急な勾配の箇所とで作業歩掛が同一なので改善をお願いします。 ②モノレール設置において、実際は現地状況に合わせた設置なのに対し、変更設計では一定の計上しかされず、業者負担が大きい。(構造物付近まで支線として延長を伸ばしても、計上は本線延長のみ)		
治山	備中	災害関連緊急 治山事業 (渓 間工) 鴨方町六条院 中 【県営】	②土工数量が堰堤センター断面と延長のみで計算されているので、設計と実施で大きく異なります。また埋戻の形もセンター基準なので無理矢理合わせています。 ③現場に適した掘削機械が計上されていません。(仮設道路は小型車、掘削は0.7㎡BH、ポンプ車は大型など) ④現場発生石は現地処分とされるが、「綺麗に並べて欲しいけど手間は見れない、参	ることができる場合があるので事前に監督員に協議願います。 ②土工数量の算定に当たっては、構造物センターを基準とすることとしているので御理解願います。 ③掘削機械等の積算については、経済性、施工性等を考慮し、適切な設計となるよう努めているところであるが、実態と異なる場合は監督員と協議願います。 ④現場発生石の現場処理など、監督員が指示したものについては設計計上するよう指導してまいりたい。 ⑤任意仮設については、原則として変更対象となりませんが、発注後に必要と	
		計	2		
	美 作	県営林道整備 事業 (開設) 泉山線森林基 幹道法面工事 (4工区) 苫田郡鏡野町 大町 【県営】		伐採経費については、森林整備保全事業標準歩掛に基づき積算しているところであり、御理解をお願いします。なお、高所作業車等を使用しなければ伐採できないような特殊作業が必要と認められ、かつ標準歩掛に含まれていない場合は、別に計上することが可能な場合がありますので、監督員と協議をお願いします。	
	美作	道整備交付金 (開設) 因美線森林基 幹道開設工事 (2工区) 津山市加茂町 下津川 【県営】	・当現場は津川ダムから県境に向かって開設されている林道で、一部は津山市が管理しています。津山市が管理している道路又、未舗装の道路(道が洗われ、乗用車では交通困難の箇所が多い(約5Km)。又、道路左右の雑木が茂り、伐採しないとダンプ(4t-11t)が通行出来ぬ箇所も多い(2~3Km)。設計の中で準備工として道の補修、雑木の伐採等を計上して頂きたい。	道路の維持管理については管理者で行われているところですが、工事に必要な林道等において安全な通行に支障がある場合には、事前に監督員に協議をお願いします。	
林 道	美 作	道路整備交付金(開設) 因美線森林基幹道法面工事(3工区) 津山市加茂町河井地区 【県営】	・現場が主要地方道から入って時間がかかるのと雨風の影響で工事場所までの林道の 状態が悪いので、林道通行時の安全管理が心配です。施工を進めるのと同時に林道 の整備もお願いします。	道路の維持管理については管理者で行われているところですが、工事に必要な林道等において安全な通行に支障がある場合には、事前に監督員に協議をお願いします。	
	美作	道整備交付金 (開設) 因美線森林基 幹道法面工事 (1工区) 津山市加茂町 河井地区 【県営】			
		小規模林道整 備事業 (補修) 因美線森林基 幹道法面工事 (1工区) 津山市加茂町 河井地区 【県営】			
		林道作西1号線 改良工事 真庭市仲間 【団体営】	十・舗装復旧など)を計上してほしい。また、着手前に現地にある倒木・巨石等の撤去。	仮設工等を含む設計内容については、発注者と十分な協議をお願いします。 また、適正な設計について市町村に助言してまいりたい。	
	美 作	小規模林道整 備事業 (補修) 因美線森林基 幹道法面工事 (3工区) 津山市加茂町 河井から物見 【県営】	・本工事は10月発注、契約工事でした。標高600mの中国山地内にあり、例年12月から3月は積雪が30~80cmあります。今年度は記録的な暖冬だったため積雪はありませんでしたが、発注時期を冬季はできるだけ避けて頂くことは可能でしょうか。仮に雪が積もっても工期を守るために現場に上がるとすれば、スリップ事故、除雪作業中の事故が本工事とは別に発生する恐れがでてきます。また、因美線は携帯電話も通じにくく、救急車、レスキューも到着が困難な路線です。もし事故が起きれば、救出が遅れるか行けないことが予想されます。そういった積雪地帯の冬季ならではの現場条件を考慮して頂き、工事の発注業務を進めて頂きたいと存じますとともに、我々も今後より一層の工事の安全管理に努めて参ります。	す。 引き続き、工事の円滑な実施と安全の確保に向けて努力いたします。	
		計	5		

【回答共通事項等】

- ○歩掛や諸経費に関する問題点等については、毎年、県から林野庁に対して要望する機会もあり、具体的に御指摘いただければ、県としても要望
- しやすくなります。 ○要望事項に、設計書(単価表)の工種を記載いただけると回答がしやすくなります。
- ○当初設計内容に関し、設計変更の対象の可否や、疑問点等がある場合は、入札公告(指名通知)後から入札前までの一定期間中に質問が可能であるので、この制度の積極的な活用をお願いします。
- ○工事に必要な作業は適切に積算され、変更されるべきではありますが、協議前に実行され、その内容数量等が確認できない場合は、やむを得ず 変更できない場合もありますので必ず事前の協議をお願いします。
- ○口頭のみの協議では後に齟齬が生じる危険性がありますので、特に設計変更に関する事項(結果として変更がない場合を含め)は必ず工事打合簿で確認できるようにしてください。